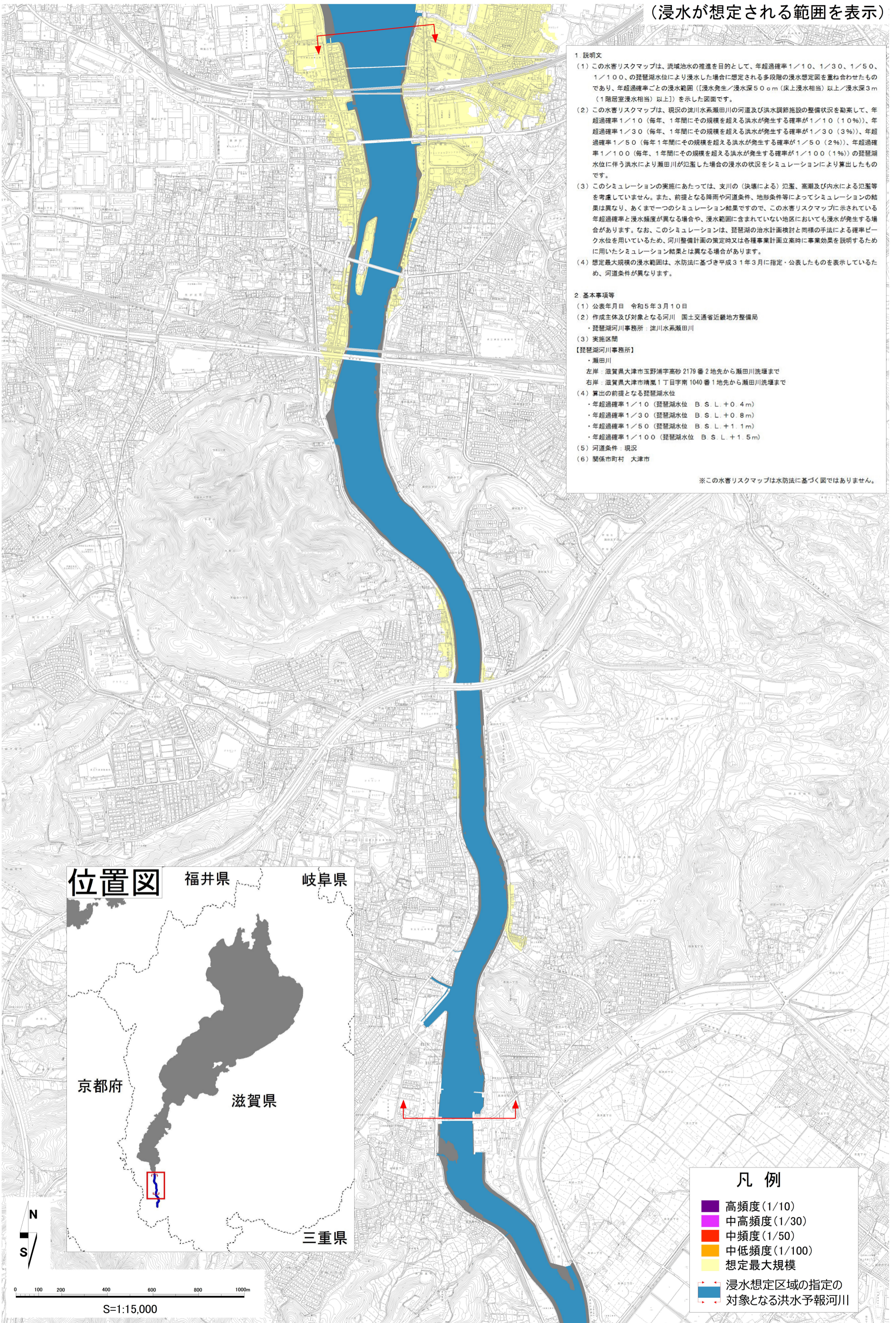


淀川水系瀬田川上流 国管理河川からの氾濫を想定した水害リスクマップ【現況河道】

(浸水が想定される範囲を表示)



1 説明文

(1) この水害リスクマップは、流域治水の推進を目的として、年超過確率1/10、1/30、1/50、1/100、の琵琶湖水位により浸水した場合に想定される多段階の浸水想定図を重ね合わせたものであり、年超過確率ごとの浸水範囲〔浸水発生/浸水深50cm(床上浸水相当)以上/浸水深3m(1階居室浸水相当)以上〕を示した図面です。

(2) この水害リスクマップは、現況の淀川水系瀬田川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、年超過確率1/10(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/10(10%)、年超過確率1/30(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/30(3%)、年超過確率1/50(毎年1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/50(2%)、年超過確率1/100(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/100(1%))の琵琶湖水位に伴う洪水により瀬田川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより算出したものです。

(3) このシミュレーションの実施にあたっては、支川の(決壊による)氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していません。また、前提となる降雨や河道条件、地形条件等によってシミュレーションの結果は異なり、あくまで一つのシミュレーション結果ですので、この水害リスクマップに示されている年超過確率と浸水頻度が異なる場合や、浸水範囲に含まれていない地区においても浸水が発生する場合があります。なお、このシミュレーションは、琵琶湖の治水計画検討と同様の手法による確率ピーク水位を用いているため、河川整備計画の策定時又は各種事業計画立案時に事業効果を説明するために用いたシミュレーション結果とは異なる場合があります。

(4) 想定最大規模の浸水範囲は、水防法に基づき平成31年3月に指定・公表したものを表示しているため、河道条件が異なります。

2 基本事項等

(1) 公表年月日 令和5年3月10日

(2) 作成主体及び対象となる河川 国土交通省近畿地方整備局
・琵琶湖河川事務所 淀川水系瀬田川

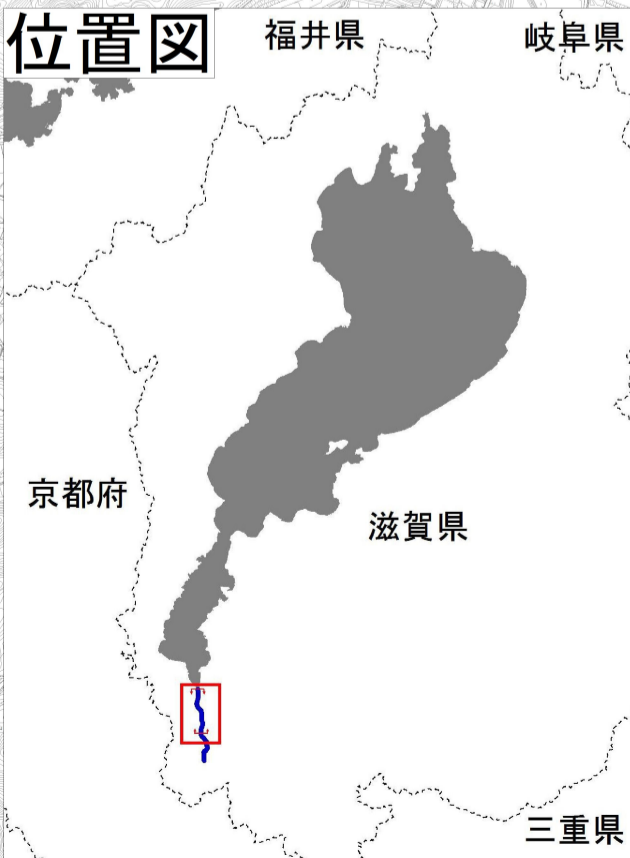
(3) 実施区間
【琵琶湖河川事務所】
・瀬田川
左岸：滋賀県大津市玉野浦字高砂2179番2地先から瀬田川洗堰まで
右岸：滋賀県大津市晴嵐1丁目字南1040番1地先から瀬田川洗堰まで

(4) 算出の前提となる琵琶湖水位
・年超過確率1/10(琵琶湖水位 B.S.L.+0.4m)
・年超過確率1/30(琵琶湖水位 B.S.L.+0.8m)
・年超過確率1/50(琵琶湖水位 B.S.L.+1.1m)
・年超過確率1/100(琵琶湖水位 B.S.L.+1.5m)

(5) 河道条件：現況

(6) 関係市町村 大津市

※この水害リスクマップは水防法に基づく図ではありません。



凡例

高頻度(1/10)	中高頻度(1/30)
中頻度(1/50)	中低頻度(1/100)
想定最大規模	
浸水想定区域の指定の 対象となる洪水予報河川	

※本地図は、大津市長の承認を得て、同市発行の大津市数値地形図データを使用したものである。承認番号(大津市指令政情第4号)